

法改正
情報2026年度版 みんなが欲しかった!
社労士の年度別過去問題集 5年分

11865

日頃は、弊社書籍をご利用いただき、誠にありがとうございます。

法改正に伴い、本書において下記のとおり変更が出ております。誠に恐れ入りますが、下記内容をご確認のうえ、ご利用いただきますようお願い申し上げます。

TAC出版

【年度別過去問題集 問題編】

科目	P	行等	改正前	改正後
健保	60	問5D 下から 3~2行目	30条の11の規定	30条の11 <u>第1項</u> の規定
	148	問9ア 1~2行目	診療所は、指定の日から	診療所は、 <u>原則として</u> ※、指定の日から
	221	問4C 下から 3~2行目	12分の2に相当する額とを合算した	12分の2に相当する額 <u>並びに</u> 当該事業年度において行った子ども・子育て支援納付金の納付に要した費用の額の12分の1に相当する額を超えない範囲内において当該年度における保険者の子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用を勘案して厚生労働大臣が内閣総理大臣と協議して定める額とを合算した

※ 都道府県知事は、医療法の規定により外来医師過多区域において診療所（病床を有しないものに限る。）を開設しようとする者に対して、一定の場合には、地域において特に必要とされる外来医療（地域外来医療）の提供に係る要請等をすることができるが、その者がこれに応じなかった場合等においては、厚生労働大臣は、保険医療機関の指定を行うに当たって、3年以内の期限を付することができる。この場合は、保険医療機関の指定の効力の期間は、6年ではなく、当該「3年以内」の期間となる。

【年度別過去問題集 解答・解説編】

科目	P	行等	改正前	改正後
健保	147	問9ア 解説文 3~4行目	診療所を除く。)については、	診療所 <u>及び</u> 3年以内の期限を付して保険医療機関の指定をされている診療所を除く。)については、

以上